



なたじま



地域交流センター 職員異動のご挨拶

新職員のご紹介

行政窓口 藤井 明子

このたび、行政窓口の杉山が退職し後任に藤井が着任しました。今後ともよろしくお願いいたします。

11月から行政窓口勤務することになりました藤井です。

不慣れな点もございますが、名田島の皆さまのお役に立てよう精一杯がんばりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

退職者ご挨拶

行政窓口 杉山 智佳子

1年7ヶ月という短い期間でしたが、楽しく充実した日々を過ごさせて頂きました。

名田島の皆さまには大変お世話になりました。ありがとうございました。

令和2年度「三世代交流新春合同行事」中止のお知らせ



昨年の様子

毎年1月に名田島子ども会育成連絡協議会・名田島地区青少年健全育成地区区民会議・名田島婦人会の共催で開催されます「三世代交流新春合同行事」につきまして、今年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点より中止することとなりました。

どんど焼き・もちつき・七草粥ふるまい・七穀粥ふるまい・消火講習会全ての催しが中止となります。

関係者の皆様におかれましては、何卒、ご理解の程お願い申し上げます。

毎月10日実施 『あいさつ運動』

次回は

1/12(火)

※10日が土日祝にかかる場合は翌平日となります。



名田島小学校登校時刻

7:40~8:00

下校時刻

月	1~4年 14:35	火	1・2年 14:55
	5・6年 15:25		3~6年 15:45
※クラブ活動の時は4年生も15:25下校です			
水	1~3年 14:35	木	1年 14:55
	4~6年 15:25		2~6年 15:45
金	1・2年 14:55		
	3~6年 15:45		

登下校中の児童たちへ「おはよう」「こんにちは」などのお声がけをお願いします。

新成人の皆さま 新成人の保護者の皆さまへ 名田島地区青少協より記念フォトフレーム贈呈（希望者のみ）のお知らせ

この度成人を迎えられる皆さまにおかれましては、まことにめでとございます。

さて、毎年新成人の方には、成人式において地区ごとで撮影された新成人の皆さまの写真を、名田島地区青少協よりプレゼントさせていただいております。

しかしながら、今年度につきましてはセンターだより11月1日号でお知らせさせていただきましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地区ごとの写真撮影は行われないこととなっております。

そこで、ささやかではございますが青少協より、交流センターまで写真データを送付して頂いた新成人の方に、カメラ屋さんで現像し、記念フォトフレームに入れてプレゼントさせていただきます。

ご希望される方は、下記必要事項をご記入の上、現像を希望される写真データをメールでご送付いただくか、交流センターまでご持参ください。ご本人様からのご応募でも、保護者様からのご応募でも構いません。

ご応募、お待ちしております。

①送付してもらった写真データをカメラ屋さんで現像
※現像をご希望される写真を第1・2希望の2枚ほどご送付ください。うち1枚は新成人の方がお一人で写っている写真としてください。

②記念フォトフレームに入れて贈呈
※完成次第ご連絡いたしますので、名田島地域交流センターまでお越しください。

さらに・・・

③応募者が4名様以上いらっしゃった場合、応募者の方々を編集で1枚の写真にまとめた「オリジナル集合写真」データを作成しプレゼントいたします。
(応募者が3名以下の場合は上記①②のみとなります。)

■申し込み・問合せ
名田島地域交流センター
Tel : 083-972-6720

Mail : natajima@city.yamaguchi.lg.jp

※メールのタイトルは「青少協フォトフレーム申込み」としてください。本文に、①新成人の方のお名前、②保護者の方（記念品をお受け取りに来られる方）のお名前・ご連絡先をご記入の上、現像をご希望される写真データ2枚（内1枚は新成人の方がお一人で写っているもの）を添付してご送付ください。

■申込締め切り
令和3年1月22日（金）
※記念品のお渡しは2月以降となります。



★なたじまニュースコーナー★

自己ベスト目指して 名田島小学校校内持久走大会開催



↑「がんばれー！」「もう少し！」など、子ども達同士で声援を送り合っていました。

12月3日（木）、名田島小学校校内持久走大会が開催されました。当日は晴天に恵まれ、絶好の持久走日和。たくさんの保護者や地域の方に見守られながら、子ども達一人一人が自分の目標タイム達成を目指して一生懸命走り切りました。

また、他の学年が走っている時には子ども達同士で「がんばれー！！」と声援を送り合っており、名田島らしいからだも心も温まるすばらしい持久走大会となりました。

廃棄物の野外焼却は禁止されています

例外で行う場合もご配慮をお願いします

廃棄物の野外焼却は「廃棄物処理法」により、廃棄物処理基準に従ったものなど、いくつかの例外を除いて禁止されています。

<例外となるもの>

- ・周辺地域に影響が出ない程度のたき火
- ・農業者が、稲わら等を焼却する場合
- ・他の法令に基づく焼却

など

※例外で焼却を行う場合も、近隣に迷惑をかけてはいけません。

周辺に影響を与えないよう、ご配慮をお願いします。

- ・風向きや時間帯を選んで行う
- ・よく乾燥させ、何回かに小分けして少量ずつ行う
- ・周辺住宅に声をかける

